

コミュニティ・スクールのはじまりはじまり

地域 × 学校

COMMUNITY SCHOOL

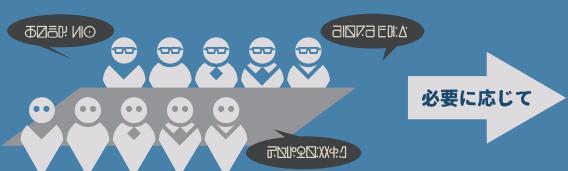
学校運営協議会とは？

10名以内の委員で組織される協議会です



保護者、地域の住民、地域コーディネーター、校長などで組織される協議会です。全小中学校にそれぞれ導入されます。その名のとおり、学校運営のあり方について協議する場です。

学校運営について協議します



学校運営や教職員の任用に関するこを学校や教育委員会に意見できます。

理想とする学校像とは？その実現に向けて何が必要か？を協議します。必要なことは学校や教育委員会に意見ができます。

学校を核とした地域づくりの主体です

学校運営協議会の協議結果を基にして、地域や学校にメリットがある活動を行います。

活動内容は学校だよりでお知らせします

活動状況や協議内容を地域の皆さんと共有します。
学校行事に参加することがあります。

三沢市内の全ての小中学校で、学校運営協議会の運用が始まっています。各協議会は『地域とともにある学校』の実現に向けて協議をしています。学校運営協議会がある学校は『コミュニティ・スクール』と呼ばれます。

地域とともににある学校に向けて

地域とともにある学校に向けて

令和4年度から導入・運用

三沢市内の小中学校では、令和4年度から学校運営協議会制度が導入され、運用が進んでいる（学校運営協議会が導入・運用される学校は『コミュニティ・スクール』と呼ばれている）。学校運営協議会は、その名のとおり、学校運営のあり方を協議するために設置される機関である。

法律などで定められる機関

学校運営協議会は、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に基づき設置される機関で、各学校に協議会を置くことになつて法で定められる事項以外は、市町村が独自に規則を定めることができる。三沢市内の学校に置かれる協議会は、保護者・地域の住民・内での委員で組織する。そして、学校運営を変えることができるこの制度に注目が集まっている。

学校の声は学校運営を変えられるか 地域学校協働活動との相乗効果はいかに

学校を変えられる制度

なぜ学校運営協議会が学校を変えられるのか。

はじめに『学校運営』は、授業や各種行事など、学校機能の全般（校務全般）を指し、校長が責任者になる。

そして校長は、毎年度、学校運営に関する基本的な方針を作成し、これに基づき学校運営を行う（※③）。つまり、学校は校長が作成する方針に基づき運用されるため、学校を変えるには、校長がこの方針を変えれば良いのだ。

これまで、この方針に地域住民や保護者らが権限を持つて意見できる制度は無かった。しかし、この制度では、学校運営協議会が法に基づき意見ができる。なお、本法律では協議会が、校長が作成する学校運営の方針に反映する。校長は、意見などを学ぶべきだ。

三沢市の制度の特徴は？ 市内の協議会では、委員会が目標とする学校像を定め、校長は、意見などを学ぶべきだ。

文科省が導入を進める背景 年度末には、この方針に沿つて学校運営がなされていきるかについて評価し、次年度の方針を精査する。

（※①）地域コーディネーター： 学校と地域の連携調整を担う者。ボランティアの募集など地域学校協働活動の重要な手である。（※②）学校は法律などに基づき運用されるため、校長の権限が及ばない部分が多くある。

文部科学省が導入を進めることには、多様性が求められ、課題も複雑化する社会にあつて、地域連携での課題解決など、学校運営に反映する必要があると判断したからだろう。

声を届けるには

前述のとおり学校運営協議会は、学校運営に地域の声を取り入れる制度で、地域への効果も期待できる。

このため、これから時代は、協議会での意見や行動が重要視される。協議会委員は、保護者や地域の代表であるため、地域の意見を集める役割がある。このため委員以外の皆さんは、より良い学校運営に向けて、積極的に委員に意見を届けるべきだろう。

地域学校協働活動の主体

他自治体の制度では、協議会が協議に特化することに対し、三沢市の制度は、協議会が地域と学校が協働して行う『地域学校協働活動』（※④）の主体となることが特徴だ。

狙いは、協議結果を活動に直結させるためである。また、協議会は、各団体の代表などで構成された連携も容易だ。そして今後、地域と学校の協働体制を維持することにより、協議と活動の相乗的な効果で、学校運営協議会が目指す『地域とともにいる学校』の実現を目指すことになる。

（※③）三沢市教育委員会規則では、個人を特定する意見は述べることはできないと定めている。（※④）社会教育法で定められる背景には、『学校が核となる地域づくり』を目指す活動。学校運営協議会制度と同様、導入が急速に進んでいる。